

令和元年度第2回
杉並区いじめ問題対策委員会会議録
令和元年12月24日（火）

杉並区教育委員会

いじめ問題対策委員会会議録

日 時 令和元年12月24日(水)午後2時00分～午後3時41分

場 所 教育委員会室

出席委員会
委員長 大竹 智 委 員 吉岡 睦子
委員 菅原 誠 委 員 石川 悦子
委員 牧野 晶 哲

事務局職員
事務局次長 田中 哲 教育企画担当部長 白石 高士
庶務課長 都筑 公嗣 済美教育センター長 平崎 一美
済美教育センター
統括指導主事 東口 考正 教育相談担当課長 宮脇 隆
庶務係長 佐藤 守 法規担当係長 岩田 晃司
済美教育センター
指導主事 岡部 洋右

傍聴者数 0名

会議の議題

- ・ 委員紹介
- ・ 事務局職員紹介
- ・ 会長の選出
- ・ 会長職務代理の指名
- ・ 平成30年度におけるいじめ及び不登校に関する調査報告について
- ・ 学校における初期対応の研修資料について
- ・ 個別事案について

目次

委員紹介	4
事務局職員紹介	6
会長の選出	7
会長職務代理の指名	7
平成30年度におけるいじめ及び不登校に関する調査報告について	8
学校における初期対応の研修資料について	18
個別事案について	23

事務局次長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから「令和元年度第2回いじめ問題対策委員会」を開催します。

改めまして、私は事務局次長を務めております田中 哲と言います。よろしく申し上げます。

本日は今年度第2回目の開催となりますが、本年8月に、新たに委員委嘱後最初の対策委員会となります。メンバーも少し変わっておりますので、ルールに従って会長の選出まで、司会・進行させていただきますのでどうぞよろしく申し上げます。

それでは次第の2「委員紹介」となります。ご存知の通り、委員の定数は5名という事で委員を継続してお願いしている方、それから今回新たにになって頂いた方、それぞれいらっしゃいますので、私の方から改めて皆様のご紹介をさせて頂きたいと思えます。本日配布している資料の中に、委員の名簿がございます。資料1です。これに従ってこの順番でご紹介したいと思います。それぞれ各委員の方からひと言、お願いできればと思えます。その際、録音をしているのでマイクを適宜使って頂ければと思えます。それではこの資料1の名簿順で1番上の立正大学社会福祉学部教授の大竹 智委員です。2期目となります。どうぞよろしく申し上げます。ひと言申し上げます。

大竹委員 どうも大竹でございます。2期目という事で、現在は埼玉県で同じような「こどもの権利擁護委員会」をやって、今3ケース、動いている所では小学校6年生の不登校、子ども同士のトラブルから今度は親同士のトラブル。我々は親同士のトラブルには関わらないので子供同士のトラブルです。ただもう最終的な所はやはり担任の先生の対応です。謝罪ができなかった、学校の先生の対応がまずかったのです。その、先生が子どもに向かって謝れない、他の先生からも「先生」って言われたのに担任は謝れなかったという事で結局、今、小学校6年生ですが、「もう私は卒業式まで行きません。中学校も別の中学校に行きます」、という事で、彼女にとっては何の小学校の思い出もない、あっても行きませんというような事で年明け、また小学校に行ってくるのですけども、子どもにとっては大切な6年間ですべていらないというような結果になってしまったという事です。今回もまた杉並でもこういった経験が生かせればと思っています。どうぞよろしく申し上げます。

事務局次長 様々な経験を生かして頂ければと思えます。

それでは2番目に記載されています、杉並法曹会推薦の弁護士、吉岡睦子委員です。2期目となります。どうぞよろしく申し上げます。

吉岡委員 こんにちは、吉岡でございます。私も私立学校から第三者委員会の依頼を受ける事が多く、ニュースとかでもいじめの報道が今もかなりされていますけど、第三者委員会の依頼も結構あり、いじめの問題というのはなかなか根が深いのだなと痛感している所です。今後ともまた引き続きよろしく申し上げます。

事務局次長 ありがとうございます。引き続きよろしく申し上げます。

それでは3番目、新たに委員をお願いしました、東京都立中部総合精神保健福祉センター副所長の菅原 誠委員です。よろしく申し上げます。

菅原委員 中部総合精神保健センターの菅原です。よろしく申し上げます。以前、東出が委員として出ておりましたが、主に思春期あるいは学校関係の事業を所管しております広報援助課という所になりますが、私、その課長事務取扱もしているものですから、私の方が出席する事になりました。

他の区なのですが、学校での問題事例に対しての、学校の先生方に対するアドバイスを学校に出向いて行ったり、アウトリーチ事業も行っていたりします。そういった事もあって、杉並区でも、もしそういう要望があれば学校での事例検討会もできるかなと考えています。

我々のセンターは、精神保健センターなので精神科の医師以外の公認心理師の方ですとか、福祉職の方とかいろいろな方がいらっしゃいますので、いろいろご要望に応じてご利用頂ければと思っています。私自身、実は、学校の先生、特にPTAの問題、生徒さんの問題で病んでしまって休職に入ってしまった先生方の面接をしまして、先生達のお話はたくさん伺っていたりする一方で、児童相談所も兼務しており、親御さんとお子さんのバトルというのも日々見慣れている所ではあり、そういう意味でちょっと違った切り口になるかもしれませんが、何かお役に立てればと思っています。どうぞよろしく申し上げます。

事務局次長 どうぞよろしく申し上げます。それでは4番目に記載されている一般社団法人東京公認心理師協会副会長、こども教育宝仙大学こども教育学部教授、石川 悦子委員です。2期目となります。よろしく申し上げます。

石川委員 石川です。2期目よろしく申し上げます。事務局の皆様にはい

つも大変お世話になっております。

私も再調査になったような事案に関わった事がございまして、深刻化しないうちになるべく早期に子どもたちのために、周りの大人たちが力を合わせられるといいなと思っています。スクールカウンセラーなどもして、17年目になります。子どもたちの幸せを願って、ほんの少しですけどがんばりたいと思います。よろしく申し上げます。

事務局次長 よろしく申し上げます。それでは最後5人目、社会福祉士で、白梅学園大学子ども学部准教授、牧野 晶哲委員です。やはり2期目となります。よろしく申し上げます。

牧野委員 牧野です。よろしく申し上げます。杉並区内では、教育委員会のスクールソーシャルワーカーのスーパーバイザーを務めていたり、浜田山小学校のCSの委員なども務めています。その他いろいろやっています。現在、大竹先生と同じように、アクティブに動いているものとしては都立学校のいじめの問題で、卒業後のものを取り扱っているのですが、やはり卒業してしまっているものを調査していくのは限界があるし、そういう意味では学校内、なるべく早い段階、早期の段階で、適切な対応ができるという事が一番望ましい事だなと思っています。

重大事態の委員でもありますが、できる限り早期発見、早期対応とか、いじめの起きづらい学校づくりと言われる所に対して、少しでもお力になればと思っています。よろしく申し上げます。

事務局次長 よろしく申し上げます。以上、5人の委員の先生方、今後ともよろしく申し上げます。

それでは次第3に移ります。事務局の紹介をさせていただきます。資料2に事務局職員名簿がございます。名簿の上から、私、先ほどご挨拶しましたので2番目の白石部長から自己紹介をお願いしたいと思います。

教育企画担当部長 教育企画担当部長の白石です。よろしく申し上げます。

庶務課長 庶務課長の都筑です。よろしく申し上げます。

済美教育センター所長 済美教育センター所長の平崎です。よろしく申し上げます。

統括指導主事(東口) 統括指導主事の東口です。よろしく申し上げます。

教育相談担当課長 教育相談担当課長の宮脇です。よろしく申し上げます。

庶務係長 対策委員会の事務局をしています。庶務課庶務係長の佐藤です。よろしく申し上げます。

法規担当係長 庶務課法規担当係長の岩田です。よろしくお願ひします。

指導主事(岡部) 済美教育センター指導主事の岡部 洋右です。よろしくお願ひします。

事務局次長 以上の事務局体制でやっていきます。よろしくお願ひします。

私が最初間違えてしまいました。この後いろいろご審議頂き、ご発言頂く際にはお手元のマイクのスイッチを押してマイクをご利用頂けると助かります。よろしくお願ひします。

それでは次第4「会長の選出」でございます。当対策委員会の会長の選出をして頂きたいと思っておりますが、会長につきましては参考資料1の「いじめ問題対策委員会条例」第5条第1項を見て頂くと、委員の互選についての定めがございます。

互選によって会長を選ぶという事ですので、どなたか会長のご推薦を頂ければ幸いです。どなたか発言ありますか。

石川委員 引き続き、区長の附属機関でもある「杉並区青少年問題協議会」会長でもある大竹委員にお願いできればと思いますので推薦いたします。

事務局次長 ありがとうございます。石川委員からそういった提案がありましたが、各委員の方、いかがですか。

ご賛同頂きましたので拍手で承認をお願いします。

それでは大変申し訳ありません、大竹委員には正面に会長席を用意してありますので、移動頂きまして会長就任のご挨拶を頂ければと思います。

よろしくお願ひします。

大竹会長 ただいまご指名頂きました。謹んでお引き受けします。与えられた任務を全うできるように努力していきたく思いますので、また同時に皆様の協力もよろしくお願ひします。どうぞよろしくお願ひします。

事務局次長 会長互選まで司会させて頂きましたので、これ以降は、大竹会長の方で司会進行をお願いできればと思います。

大竹会長 それでは議事に入る前に、委員会条例第5条第3項の規定により、会長の職務代理を指名いたします。

石川委員にお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

異議ないようでしたら、石川委員を職務代理に指名させて頂きます。

それでは石川会長職務代理よりひと言ご挨拶をお願いします。

石川委員 失礼いたします。石川です。大変力不足とは思いますが、ご指名頂きましたので謹んでお引き受けいたします。よろしくお願ひします。

大竹会長 よろしくお願ひします。それでは本日の議事に入りたいと思います。次第8「個別事案について」は、児童・生徒等の個人情報を含む内容となっておりますので、「杉並区いじめ問題対策委員会運営要綱」第3条第2号の規定により、会議を非公開としたいと思いますが異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

それでは非公開として進めさせて頂きたいと思います。次第の順に進めます。次第6「平成30年度におけるいじめ及び不登校に関する調査報告について」、事務局から説明をお願いします。

教育相談担当課長 私からは資料3「平成30年度におけるいじめ及び不登校に関する調査について」を報告します。

例年活用しておりました文部科学省の「問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果を各自治体が活用する際は統計法上、目的外使用になり国への申請が必要となりました。現在、東京都が国に申請を行っている所です。

従いまして今年度、都が毎年6月、11月に実施しているふれあい月間調査と、区が毎年2月に独自に行っている調査の結果に基づいて報告します。

まず調査報告の「1いじめについて」をご覧ください。いじめの認知件数は小中学校ともに増加傾向が続いています。特に平成28年度、国のいじめ防止等のための基本的な方針が改定され、認知にかかる感度が高まり、平成29年度、区の基本方針を改定した事で、例え軽微に思われる事案であっても本人の訴えを受け止め、適切な対応が行えるよう徹底を図った事から数が増加したと考えられます。

今後の主な対応としては、学校に対し、早期からの組織的な対応、関係機関等との連携による対応等の徹底を図って参ります。

教育委員会では管理職や生活指導担当教員等を対象とした研修を行うとともに、若手教員を対象とした研修資料を作成しております。

また対応が長期化・複雑化しているケース等については杉並区いじめ問題対策委員会に報告し、専門的な知見を有する先生方から助言を頂いて、学校への対応の充実に努めていきたいと考えています。

次に「2不登校について」です。小中学校ともに不登校児童生徒数は増

加傾向にあり、特に中学校においては前年度から約100名近く増加しております。今後の対応としては、学校に対し初期段階から関係機関と連携した取組を充実させるとともに、きめ細やかな指導を行うよう、徹底を図っていきます。

教育委員会では丁寧な対応で、長期化につながらないよう支援を行うための若手教員を対象とした初期対応シートを作成しております。またフリースクール等との意見交換会を実施して、不登校児童生徒の社会的自立を支援していきたいと考えています。

今後不登校児童生徒への初期対応の充実により、学校復帰への支援を図るとともに、ICT等を活用した学校支援も視野に入れ、教育機会確保法の趣旨を踏まえ、個々の状況に応じたきめ細かい支援の在り方について検討していきたいと思っております。私からは以上です。

大竹会長 はい、ありがとうございます。ただいま事務局から説明がありました。いじめについて、そして不登校について、これらについて皆様、ご意見・質問等ありましたらお願いします。

牧野委員 牧野です。よろしく申し上げます。まず2点ほどお伺いしたい事がありまして、1点目がいじめの調査の結果についてです。

小学校の方が前年より倍増近くとなっております。先ほど単純に学校数で計算してみた所、1校あたり76件、学校が18学級あるとすると、学級数みたいな形で考えるとすると1クラス当たり4.25くらい、いじめの報告が上がる事になるのかなと思っております。これに対して、去年の方々大丈夫なのかどうかと。適切なサポートが本当に学校としてできているのかどうかという事が1点目にお伺いしたいなという事。

続いて2点目、これは不登校の事になりますが、中学校の不登校数が先ほどの報告でもありましたように100件程増えている。これは確かに教育機会確保法などの理念に基づき適切な対応、学校復帰だけを目的とした対応でないというのは、すごく大切な事ではあるとは思いますが、何か学校の方に構造的な行きづらさとかいうものが何かあるのかという事です。分かる範囲で構わないので教えて頂ければと思っております。

統括指導主事(東口) まず委員からのご質問のいじめについてでございますが、先ほど教育相談担当課長の方からもございましたが、平成29年度よりいじめに対する感度を高めた事によって、ふれあい調査の5月、6月の段階で、悪口だとか軽微なものであっても、いじめとして子どもか

ら上がってきたものは全て数に入れております。ですので、対象件数の方も多くなってきているという所です。ただ非常に、その中には複雑化しているものや、先ほど委員からも紹介ありましたが、保護者同士のトラブルに発展するものなど、様々ございます。そこに対しては済美教育センターの教育SATチームが学校の支援に回っているのが現状です。

済美教育センター所長 やはり1学級あたり何人くらいかっている指摘の場合、かなり多いという事があるのですが、担任1人に抱え込ませない、担任も抱え込まないというような事を対応の柱にしている事もあります。学校ではいじめ問題対策委員会というものを全校でしていますので、組織的に対応していくという事を各学校では気を付けていたという所です。そこでも上手くいかないとか、学校の中で抱え込みきれないという事になれば、すぐに済美教育センターに、まず一報くださいという事を、常々校長会でも話をしていきますので、そういった事で、一部の教員に負担がかからないようにしています。

教育相談担当課長 やはり不登校の数が増えている所は教育機会確保法という事で、学校でしっかり認識が深まってきているという所もあると思います。それに伴う数の増加ですが、学校がそのままにしているというわけではなく、その数に対してしっかり子どもに関わっていくという対応は行っております。

さらに学校も関わっていけないケースというのもあります。家庭の困難ですとか、様々な理由でそういった所についてはSSWの対応という事で、必ず家庭をそのままにしておくのではなく、そこに入って行って家庭の状況をつかんだり、またそこから関係機関との連携という事で進めている所です。以上です。

大竹会長 よろしいですか。

牧野委員 そうですね。学校に来られないケースというのは確かに対応はされているという事が分かったのですが、増えているという事の根本的なものってというのは、学校に行きづらさがあるから増えている可能性もあって、そこらへんについて何か分かる範囲で、分かるものならばどうなのかという事でちょっとお伺いをさせて頂いたのですが、この辺りについてはまだ検証などはできてないという所ですか。

統括指導主事(東口) 本当に、何か調査から浮き上がってきたというものではないのですが、先ほどもあった教育機会確保法が学校だけではな

くて、やはり保護者にも認知が広がっているという所が一つあるかと思えます。

これまで子どもが学校に行きたくないと言っていた子どもを、どちらかというところ保護者が「いや、学校には行かなくちゃいけないのだよ」と後押しをして頂けていたものがかなりなくなっていて、「学校に行きたくないなら行かなくていいんだよ」という所の認知も広がっているのかなという認識はあります。

あと、学校の環境についてという所で調査はとっていませんので、ちょっと浮かび上がるものはありません。

牧野委員 はい、分かりました。

済美教育センター所長 構造的に行きづらさがあるのではないかという

事で、先ほどご挨拶のところ、委員の方からもありましたが、初期対応、最初の対応のところ、どうしてもつまづいてしまうと、子どももそうですけど保護者からも理解を得られない、という事で担任止まりになってしまっているとかというような事は、子どもが行きづらくなってしまいうような所に結びつく可能性もあるのかなって思います。数としては把握してないですが、そういう感覚はあります。

そういった事もあって、教育相談担当課の方で不登校の初期対応という事での指導資料、ただ単純に病気で欠席しているという事ではなくて、継続していく場合はどうみていくかとか、どう対応するのかっていう所を集中的に今年一年間やっていきたいという風に考えています。

石川委員 私も不登校の事でよろしいでしょうか。この頂いた資料に若手教員向け対応シートっていう風にして書いてあるのですが、これは、今日は資料が入ってないですね。なぜ若手教員向けなのかなとか、その辺の所を教えてくださいなと思った事と、あと「フリースクール等との意見交換を実施し」って書いてありまして、確保法とかでもそうですけど「フリースクール等に登校した場合は出席とカウントする」というのは、かなり学校裁量によるような所もありますが、その辺は、杉並はどうなっているかという2点お願いします。

教育相談担当課長 まず、なぜ若手かという所については、やはりここ数年、若手の教員の先生方が増えているという所、その若手を通してながら学校の中でもやはりベテランでも再度、対応の仕方っていう事を確認するという意味で使って頂きたいという事で、そういうシートを作ってお

ります。2日、3日と休んだ時に、やはり病気だけではなくて、その裏には何か、その子が抱えているのじゃないかという事をめぐらすような所を考えていって頂くという事でもそのシートを活用して、子どもたちの様子を把握していくっていう事で考えて作成しています。

2点目のフリースクールについては、最終的には校長先生が、出席扱いという事を区としても考えていて、小中学校の校長先生方にもフリースクールの出席扱いについては、区としては最終的には校長判断という事で行っておりますが、その中で、こういった所でその判断をしていくのかという事では今、教育相談に相談頂きながら、やはり学びの場にその場所がなっているか、またその後の社会的自立につながるような所の、お子さん、また家庭も、考えて対応していつているのかって事も踏まえながら、学校がただ単に判断するのではなく、やはりそのお子さんの状況というのをしっかり踏まえた上で、関係している所と共有しながら、子どもの中にはフリースクールに通っていてもそこから学校に復帰したいっていうお子さんも、実際私もフリースクールの方とのやり取りの中で、そういうケースもあるという事が分かりました。やはりそういう環境を、周りの子どもたちの状況を関係の人たちが確認しながら、子どもがやはり学校に戻りたいって言った時に戻れるような環境づくりを整えていくという形で、杉並としては校長判断っていう中で、こちらの教育相談担当の方に相談頂きながら進めていくという所です。

石川委員 ありがとうございます。前者の方で初期対応シートが、2、3日休んだ背景に何があるのか、ちゃんとそういう情報を把握しているのかとか、そういう事が分かるという事でいいと思うのですが、ただ担任の先生がその事でこの事もチェックしてないじゃないか、この事も調べてないじゃないかっていつて、担任の先生にまたどんどん負担がかかるっていう構造になっては気の毒なので、学校の中で学年の先生方が協力し合うとか、管理職が協力するとか、そういう教員を支えるような、そういうものにつながるそういうシートであって頂きたいと思います。ありがとうございます。以上です。

大竹会長 その他委員の方。では吉岡委員。

吉岡委員 本論の話からはそれるかもしれないのですが、先ほどの説明で文科省の統計が今回から統計法上、目的外使用になるという事でただちには使えなくなったと説明があったかと思うのですが、こういう委員会

で議論の資料として使うという場合でも目的外使用になるという所が、ちょっと正直、法律をよく見ているわけではないですが、理解ができなかったなので、ご説明をお願いします。

済美教育センター所長 今からの答えが適切かどうか正直、心配な所がありますが、議事録も公開されてしまうという事があったり、それがやはり了承がない、いま東京都が国に確認していますので、その了承を得た上で誤解のないようにしていきたいというのが一番にあると思います。

吉岡委員 統計自体は一般に公表されていないという事ですか。

済美教育センター所長 国の方が、今回のいじめであれば総数で出しているの、その中で私立国立の別を出していない事もあって、そうすると杉並は杉並だけのデータという出し方ができないという縛りがどうしてもできてしまう。そういった事です。

大竹会長 手元には、区の方にはきているのですね、データとしては。

済美教育センター所長 区としては学校が調査を回答してくるので、それをまとめたものがあります。いわゆる問行調査のデータとしてはあるのです。

大竹会長 それは使用可能ですか。

統括指導主事(東口) 特別区の統括指導主事会でも非常にこの話題で、最初文科省から通知がきた時に驚きまして、今後どうしていこうかという事で、区によっては、問行調査に合わせて区の独自調査っていう形をとって数をおさえている区なんかは、区の独自の数を出す事ができるのです。

本区もそうですけれども、あとの区は、いわゆる文科省がまとめた全国のいわゆる調査を受けた一般的な動向であるとか、表向きに出しているのですが、いわゆるその調査のために区が集めた数であるものを、区独自として出す事ができないっていう所で今、都が国の方に、都自体の数も出てきておりませんので、都も今回は問行調査の動向についての我々に対する報告というのありませんので、それを待つという形になっている所です。

吉岡委員 現状がどうかという事は分かりました。

大竹会長 よろしいですか。吉岡先生の質問は。

吉岡委員 はい。

菅原委員 私は教育の専門家ではないのであまり詳しくは言えないので

すが、逆に言いますと、一度思春期外来っていうのを診ていた事がありまして、そこで出てくるのは、学校の先生を原因としたいじめ不登校ってというのが、思ったより数が多いんじゃないかと思っています。

些細な問題で始まって、それは生徒間のもしかしたら、ちょっとしたからいかもしれないのですが、その後の対応の問題ですとか、あと親御さんへの対応が後手に回ったり。特に不登校になっているものの中には相当、学校禁制というか、教員禁制のようなものが私は多いんじゃないかと思っていますのですけど、それがどのくらいなのかってというのは、もし調査があれば実施されるべきではないかというのが一つ。あとこれは他区での情報なのですが、中学校はどこも不登校が増えているのですが、私立中学校に中学から進学したものの適応できずに、割と早めに退学したというケースもあるかもしれないですが、公立に戻ってきたのだけど、不登校が継続しているっていう人が多いように、特に23区では多いという風に聞いております。その実態が杉並区、実は他区ではデータをもらったりする所、杉並では実際問題どうなのかなという、そういう私立学校不登校組に対して何らかの対応、ケアというのがあるのかなあという所と、いわゆる発達障害等含めた個々の要因によるいじめ、不登校で来られなくなっている人の割合ってというのが、昔に比べて数は増えています。ただ発達障害の子の数が増えているとは思わない、それはあまり変わってないはずなので、その辺は実際問題としてどうなのか、要するに世の中どんどん不寛容になっていく中でそういった子どもたちの居場所がなくなって、不登校、いじめ両方増えているのか、それともその数は変わってないが他の要因によるものが増えているのか、もしその辺は分かれば教えて下さい。

済美教育センター所長 教員の対応が影響して不登校だとか、っていう事については、問題行動調査からはなかなかそこは拾えないのですが、教育SATの方に学校からの相談、また保護者からの苦情っていう所からいくと、まったくないわけではなくて、不登校の原因って一つではなくて、複雑に絡み合っているのですが、中にはやはり先ほどお話した初期対応のところでは教員がどう関わったのかという所で、それが色々な事と複雑に絡んでお休みが増えていくってというのは実際あります。ただそれは数としては、そういった学校、保護者からの相談・苦情のやり取りの中でしか今の所は数としては把握できないのかなと考えています。

統括指導主事(東口) 問題行動調査が使えるなくなった事で、我々、公立学校の数についてはおさえているのですが、私立の数についてはおさえていないのが現状です。これが国から都に降りて、都から区ごとのって、今まで返ってくれば区の中にどれくらいの私立の子がと見て取る事ができたのですが、現在それがない状態ですので、今後そこは問行調査が本当に使えるなくなった場合には、区として私立の数をおさえていくのがどういう方法があるのか、検討していかないと考えています。

菅原委員 という意味ではなくて、私立でも退学してきてしまって公立の中学に、私立はわりとあっさり退学になるらしいのです。例えば1学期間行けなかったらもう退学っていう風になるお子さん多いらしいのですが、中途退学で、いわゆる公立中学に編入っていう形で、小学校っていう人も今時いるかもしれませんが、そういった方がどうなっているのかっていうのがもし分かればと思ったのです。

統括指導主事(東口) 多いです。公立に戻ってこられるお子さんもいらっしゃるれば、そのまま席だけ公立中学校に戻るけれども、現状は不登校状態が続いているというケースもあります。昨年、今年と私立中学から公立中学に戻ってくるケースとして、先ほど委員の方から発達障害に起因していわゆる起立性調節障害ですとか、適応障害というのが顕著になって、私学では対応できなくなって公立に戻ってくるというケースがあります。その子供たちは学校に戻ってきていますが、学校の中ではやはり教員が対応に苦慮しているという現状もあります。

大竹会長 多いというと、具体的には数字的な所はありますか。

統括指導主事(東口) いわゆる私学から公立に編入してきたという所は、学務課の方でおさえればおさえられると思いますが、我々自体はおさえておりません。ただ学校に戻ってきてから不登校状態が続いているとか、集団の中で対応ができなくて、学校から相談を受けるので数として見て取る事ができる所です。

大竹会長 菅原委員、よろしいですか

菅原委員 要は、数目は分からないという事なので、もし分かれば、あるいはそういったお子さんたちに、他のお子さんとは違ったケアが必要かもしれないです。ある意味、失敗体験を重ねてきている、もちろん私立学校に入っているわけですから、成績は良かったのかもしれないですが。なので、次の対応への糸口になればという所と、あとやはり教員がもし

原因だとするものがあるならば、苦情ベースではなくてももう少し聞き取り含めた対応をしないと、それこそ若い先生が多いという現状ですし、実際生徒との対応が上手く行かなくて、初任校で休職してしまう先生というのが山ほどいて、そういう全体のスキルの問題もあろうかと思いますが、そういったものを生かしていくためのベースとしても、その辺の数字が分かった方が対策は立てやすいのではないかと考えて質問した次第です。

教育企画担当部長 今回は、先ほど教員の話がありましたが、先生たちのいわゆるこういったケースに伴って先生たちが潰れていくっていうケースもあるのですね。子どもに一定の割合で発達障害の子がいるのと同様に、大人にもいるわけですね。教員にもいるわけですね。その発達障害、もちろん診断名が出ているかは別で、そういった教員とそういった保護者、そういった子どもとの対応というのは想像に難しくなく、上手く行かない。お互い主張する事によって、トラブルが大きくなっていく。もちろん間に入って、例えば管理職ですとか学年主任が入って問題の終結に向かっていくのですが、先ほどもお話ありましたが、一番初めにこじれた糸ってというのは、なかなか解く事ができないという現状があります。そういった所で、教員への指導ってというのは、もちろん研修とかをやったり学校の中でOJTと称してやってはいますが、なかなか本人の持つ、教員自身、それから子ども自身の持つ特性というのはかなり大きな割合を占めていて、解決を困難にしているケースというのとは年々増えている気がしています。そうした教員がどちらかというところ、病気休職、適応障害等になっているケース、これはデータはありません、実感として感じています。

大竹会長 ありがとうございます。今回いじめとか不登校ってありましたが、いじめが原因として不登校になっているというケースもあるし、あと板橋区の過去の調査の中では生活保護世帯は4.8倍という数字も出ているのです。

不登校の発生の割合が通常の家からの不登校の発生と、生活保護家庭の子どもの発生は、生活保護家庭が4.8倍高いという。ですから今回子どもの貧困というような事が不登校、生きづらさも含めて、夢もないしというような所でいくと、色んな要因が絡み合っている所ですけども、それを踏まえながら個人の問題だけでなく、社会的な構造の問題を変え

ていく事によって、そういったものも少し軽減されていくというような事もあるのではないかと思います。

あとさっきの私のケースですけども、子どもたちが学校に来ないので、手紙を書いたのです。それを子どもに渡したのですが、それが形式的、読んだ彼女はどう感じたか。そこの先生は、クラスの子どもたちに手紙を書いてもらおうって書いてもらったのですが、そこには子どもたち、一人ひとりの温度差があるわけです。そうすると読んだ本人はその内容が心がこもってない、形式的なものというような感覚、学校、クラスの皆、あなたを待っているよということでこんなお手紙を書こうみたいな形で書いたのか、そういったところで逆にそれが本人にとってはショック、もっと極端なのは、いじめたというな、この文字は本人の文字じゃないなんて言って、そこの事実はわかりません。あとそれは初期の対応ではなかった。今もう4か月くらい経っていますが、学校が、校長がなんとかという所で、スクールソーシャルワーカーを突然送り込んでしまって、親にも言わずいきなりピンポンってきて誰かと思ったら、スクールソーシャルワーカーのなんとかですって。親御さんはうちじゃなくて相手の方に行ってくれという所で、そこは良かれと思ってやっているのですが、やはり一つ一つ相手方にそれを求めているのかどうかも含めて、確認をしていく事が必要だったというような事ではあります。一つの事例ですが、そんなような所で中々、こじれてしまっている。

教育企画担当部長 今のお話で思い出したのですが、若手教員対象の資料を作るっていうお話があって、実はそういった所の調整っていうのは若手の先生はとても苦手。苦手というか、気づかないというのですか、そういう所に、力点を置いていかなきゃいけない。何事もいろいろ調整とか、根回しとか、そういった物事を円滑に進めるためにとても大事な事っていうのは、いわゆる生き方でもあるのですが、そういった所は今の若い先生たちは比較的得意でない人が多いなと感じています。ですからまずこういう資料を作っているのですが、これは若手の教員対象としていますが、全教員対象なのです。若手の教員対象という資料が通りやすいのです。つまり受け入れやすいのです。それでベテランの先生にも、先生、参考にどうぞってお渡しするこのパターン、我々は全教員に対して本当は同じことをやっていきたいのですが、やはり若手教員対象という風に資料を作り、実はいじめのもの、不登校のものを作り、そして全

ての教員に広げてそこを学んで頂く。資料を読んだだけで能力がつけば苦労はないのですが、ただやらないよりはしっかりやっていくっていうのが大事かなというように取り組んでいる所です。

済美教育センター所長 先ほど板橋のお話があって、板橋をどうこう言うつもりはないのですが、よく子どもや保護者に寄り添ってってという言葉があるのですが、一方的にこちらは寄り添っているつもりなのだけど相手からしたらそうじゃないっていう場面というのはやはり想定して対応しなきゃいけないのかなと思います。

本区はスクールソーシャルワーカーが10人いて、本当にその関係を作った上で、子どもに会うとか。そのためにはやはり一面的な見方ではなく、子ども家庭センターの見立て、学校の見立てと、色んな見立てを総合して、役割分担して、誰がまずつながっていけばいいのか、その後どうしたらいいのっていう見立てを総合的に集めて、対応の青写真を描いて、ここまでこうで、こうだったらこうしていこうっていうのを、教育相談担当課を中心にやっている所なので、一方的ではいけないなというのは感じています。

大竹会長 それではこの議題に対する「平成30年度におけるいじめ及び不登校に関する調査報告について」はよろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは次の議題に移りたいと思います。次第7「学校における初期対応の研修資料について」、事務局から説明をお願いします。

統括指導主事(東口) 私からは資料4「学校における初期対応の研修資料」について説明します。

本資料は、本年度当初よりいじめを認知した時点から組織的に初期対応を行う事の重要性について、校長会や生活指導主任会で訴えてきました。それと共に平行して、いじめに関する管理職への研修資料の作成に取り組みました。できるだけ多くの事例を使い、初期対応の重要性について考えてもらえるような資料作成を進めていましたが、その中で、初期対応と共に重要なのがいじめの早期発見であり、児童生徒と最前線関わっている教員、特に若手の教員に早期発見のポイントと組織的な初期対応の重要性を研修していくことが大事ではないかということになり、今回、若手教員向けの研修資料の作成をすることになりました。

表紙をめくって下さい。目次の下に、本冊子の見方をつけました。そ

して2ページ目には、「いじめを早期に発見するためには？」のチェックリストを入れました。若手教員だけでなく、担任を持つ教員が、自らの学級での活動を振り返るとともに、一人ひとりの児童・生徒の見取りについて役立てほしいとの思いで作成しました。このシートにつきましては既に11月より各校に配布して活用をお願いをしています。3ページ目からは、本区でのいじめの事例を3事例、取り上げました。

事例(1)は、児童からの訴えがあったが軽微なものとして担任が管理職に報告していなかった事例です。

事例(2)は、保護者からの訴えに対し、担任の対応が正対しておらず、また管理職への報告はありましたが、既にいじめによる不登校という事態になっていたにも関わらず、適切な対応をしないまま、年度が変わってから教育委員会に報告が上がった事例です。

事例(3)につきましては、部活動の顧問教諭から担任教諭への報告に留まり、管理職への報告が入った頃には、被害生徒が加害生徒に変わっていた事例です。こちらの方は、下に担任としてすべき事ですとか、途中でここがいけなかったのではないか、というポイントをしるしや色をつけて示しております。ここに関しては後でご意見を頂きたいと思っています。

次に2番目として、いじめの重大事態の定義について示しました。もう一度ここでいじめが継続して行われ、初期対応ができなかった事により、不登校であるとか、心身の危険に及ぶものという所で、再度認識して頂きたいという所でこのページを入れさせて頂きました。

3番目に具体的な指導例として、東京都教育委員会のいじめ総合対策(第2次)より抜粋したものを掲載いたしました。

そして4番目の「いじめへの対応について」では、杉並区のにじめ対応マニュアルより、できるだけ担任教員に分かりやすい言葉で重点を図り、掲載をいたしました。

この資料をもとに、各学校で先ほど部長の方からも話がありましたが、若手教員が中心ですが、全教員にもう一度振り返ってもらいたいなという思いでこの資料を作成しております。貴重なご意見を頂ければと思いますので、よろしく願いいたします。以上です

大竹会長 ありがとうございます。ただいま事務局から説明がありました初期対応の趣旨という事で、この資料について何かご質問、ご意見等

ありましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

菅原委員 まずいきなり表紙なのですが「いじめダメ絶対！」というのは薬物からとったのは想像に難くないのですが、いま薬物の再犯防止っていう事でやっていっているこのキャンペーンはやめるべきだと、精神科医はほぼみんな思っています。使ってしまった人はどうするのか、その一個前までは「人間やめますか」というフレーズもあったのです。人間やめるっていうと、死んで下さいっていう事なのです。最近はこのようにキャッチフレーズはやめましょうという事になっていて、特にこの先ほどの事例(3)、入れ替わってしまう、よくありますよね、いじめの本質の形が変わって、いじめられっ子になってたり、割と小中学校のいじめってくるくるくるくる対象者も変わってきます。一人の子をずっと追い詰めていじめちゃうようないじめもあるでしょうけど、ちょっと面しろおかしい系だと入れ替わってよくあるので、ちょっとこのキャッチフレーズはいかなものかなという風に思うのと、治療する立場の人間からすると、あり得ないなっていうのは正直あるのもう一度ご再考願えれば。

薬物は違うのです。違法という見方も、度を越えれば違法ですが、初期に発見していこうという段階だと、違法と言えるまでのいじめ行為ではない場合も当然あるわけです。からかいの範囲っていうものも見つけていくものだとすると、ちょっとキャッチフレーズとしてはどうなのかなという所と、いじめを早期に発見するアンテナを高くするは良いと思うのですが、お子さんの中には、特に発達障害傾向を持っている方は特にそうなのですが、1日で一番苦痛な時間って、皆さんご承知だと思うのですが、休み時間なのです。昼休みとかなんです。どうやって昼休み、特に食事、給食食べ終わったらどうやって過ごしたらいいか、それが嫌だから学校行きたくないですっていう子もいっぱいいるわけです。その辺のいじめとは違う、逆に言うと、そっちの視点もあるのだよっていう所も少し気遣ってあげないと、そういう子、みんないじめられているってなるとちょっと、少し違う所もあるのかなところもありますし、学校の先生にも自分から1人になりたいっていうお子さんもいるっていう視点はあっても、逆にそういうお子さんはお子さんで別の支援が必要かもしれないっていう、そういった視点もあった方がいいのかなって思います。

これは、管理職と一般教員向けで分けて配るのか、それとも皆、学校一斉に配るのだとすると、教務主任や管理職、主幹以上の方向けの内容なのか、それとも一般教員向けなのかで少し対応も違ってくるし、逆に努める事、努力事項がいっぱい書いてあって、そうすると増々担任の先生抱え込んじゃうのじゃないかなと、ちょっと不安も感じられて、対象を、担任とすべき事、あるいは主任としてすべき事、管理職としてすべき事と分けないと、担任の先生、これもあれもみんなやらないといけないうのかという風に読めちゃうと気の毒かなあと。さっと見て気づいたのはそんな所です。以上です。

大竹会長 ありがとうございます。貴重なご意見ありがとうございます。その他の委員の方で何か。石川委員

石川委員 私も、事例(1)、(2)、(3)で管理職に報告はあったけど、その対応がちょっと不備だったみたいな感じの事が、特に事例(1)、(2)は書いてある感じがするのですが、こういう事もあると思うのです。

せっかく担当している方々が色々判断したりやきもきしながら報告したのだけど、管理職のところまで止まってしまったりとか、あまり扱わなくていいという判断が出たりとか、そういう事も過去にあったように思うのですが、この辺の管理職指導とか、そういう事に対する対策みたいなのは、どこかに盛り込まれるのでしょうか。

統括指導主事(東口) 先ほども初めに申しましたように、最初は管理職を対象にしたもので4事例あって、4事例目ってというのが全く管理職が怠慢でっていう事例があったのです。それは管理職向けという事で、これは現場の教員を意識し直して作ったもので、省いてしまいました。

石川委員 別にあるのですね。

統括指導主事(東口) 作っていたものはあります。

石川委員 すみません、ありがとうございます。かなりそこには具体的にやはりこういう場合にはこういう動きが必要だとか、それこそ管理職が1人で抱え込まないでみたいな、そういう事で。それはだいぶ効果が出ているような形ですか。

統括指導主事(東口) まだ使っている前段階なので、今、ここでご意見いろいろ頂いた上で使っていこうという考えです。現在使っているのは2ページ目のチェックシートだけ、現場で配りまして、教員の人たちにできるだけ子どもたちに寄り添いながら、一人ひとりの様子を見てほしい

という事で使っているものです。

石川委員 ありがとうございます。

大竹会長 これ、配るのはいつ頃を予定しているのですか。

統括指導主事(東口) この委員会でご意見を頂きまして、それをまとめて、また教育委員会内の、進行管理会議というのがあるのですが、そこに報告してご意見を頂いた上で、今年度中に使えばありがたいなという所ですが、来年度からはしっかりと少なくとも使ってやっていきたいなと思っています。

大竹委員 この資料も配っておしまいではなくて、昨年度の校長対象の初期対応についての臨時の研修会、この資料を使ってはいないのですがやっていますので、できたものを配布、その後研修の中でこれを活用していきながら、職層では担任レベルではなくて、副校長は何をするのとか、そういう事の研修の機会を設定して、資料の活用を促すとともに理解をしてもらうという事は考えて良いかもしれません。菅原委員の発言も重要だと思うので、これからその意見を踏まえた上で修正をしていく、年度内で何とかしていくということになりますね。

牧野委員 牧野です。菅原委員のおっしゃってくださったこととほぼ同じところたくさんあり、担任としてすべきことってというのはチームだっていう風に言っておきながら、既に担任としてやることが明記されてしまっているってというのは果たしてどうなのかという所はいくつか疑問に思ってしまったたり、実際これを先ほど説明がありましたが、配っておしまいなのか、これを使って事例検討をやっていくものなのかとか、どのような表現というか研修資料をどういう風に活用して、どんな子に周知していくのかっていうやり方が分からずにこの資料の使い方、私なんかはそこら辺を疑問に思いました。事例としてどうこうというものではないのですが、ではどんな人たちを対象にした研修であり、どんなアウトプットの仕方をしていくのかっていう所はもう少し詰めていった方が良いのではないかなと思っています。

吉岡委員 今までのご意見とも重なる部分もあるかと思うのですが、チェックシートとか、最後のいじめへの対応についてとかできるだけ分かりやすく、コンパクトにメッセージを伝えようとされている工夫はすごく理解できました。ただ、さっきのご意見にもありましたが、具体的な事例が分かりにくくて、この事例の中でどこが問題があったかということ

と、下の担任としてすべきこととが結びついてこないといけないと思いますが、どの段階のどういう問題点が下のすべきこととの関連で、不足していたのかとか、事例と担任としてすべきことの関係が拝見した印象としては、なかなか理解しづらいのではないかなという感想を持ちました。以上です。

済美教育センター所長 今たくさんこの資料をどう活用しやすく、また誤解がないようにしていくかという、実際研修でどう生かしていくかというお話を頂きましたので、頂いたものを再構築し、またお送りさせて頂き、さらにより良くなるようにしていきたいと思います。一度修正したものをお送りさせて頂きますので、またご意見頂戴できればと思います。

大竹会長 分かりました。では今日は頭出しじゃないけれども、見て頂いてご意見を伺った上でまた修正をし、投げて頂いてまた意見を出して、集まるという機会ではなくて、郵送等また意見をまとめて、事務局の方で最終的に作成をするという。年度内を目指していくということでしょうか。

済美教育センター所長 そうですね。年度内に完成を目指して。

大竹会長 色々な意見もあってすごくトータル的な所もあって、これまでのいじめへの捉え方を変えていかなきゃいけないという事もあるのだろうなという事もあるかと思っています。そういった意見も踏まえながら、また事務局で修正をして頂いて、投げて頂ければと思います。という事で、今後の段取りも含めてお願いしたいと思っています。

それでは会の冒頭に決定しました通り、ここからは会議を非公開とさせていただきます。その前に事務局から連絡事項があればお願いしたいと思いますが、では庶務課長から。

庶務課長 次回の日程ですが、委員の皆様と調整の上、現段階では新しい年度に入って5月又は6月に開催したいと考えておりますので、またご連絡を申し上げます。どうぞよろしくお願ひいたします。

大竹会長 ありがとうございます。それでは、ここからは非公開という事に入っていきたいと思います。

それでは先ほども申し上げました通り、次第8「個別事案について」、事務局から説明をお願いしたいと思います。

【非公開】

大竹会長 よろしいですか、委員の皆様。ありがとうございました。

それでは、そろそろ時間になりましたので、これを持ちまして終了いたしますが、本日も円滑な進行にご協力頂き、感謝申し上げます。

それではこれを持ちまして、令和元年度第2回杉並区いじめ問題対策委員会を終了いたします。

皆様、お疲れ様でした。